



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 アサヒホールディングス 株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 寺山 満春
(コード番号 5857 東証第1部)
問合先責任者 企画部 部長 村島 克哉
(TEL 03-6270-1833)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 16 日開催の第 6 期定時株主総会でご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成 27 年 3 月 25 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにもない、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条～第16条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 <u>当社の</u>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <条文省略></p> <p>③ <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p><削除></p> <ol style="list-style-type: none">3. 会計監査人 <p>第5条～第16条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="389 226 496 255"><新設></p> <p data-bbox="165 510 456 539">第20条 <条文省略></p> <p data-bbox="212 607 619 636">(取締役会の招集者および議長)</p> <p data-bbox="165 656 456 685">第21条 <条文省略></p> <p data-bbox="212 752 531 781">(取締役会の招集<u>手続き</u>)</p> <p data-bbox="165 801 719 972">第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="165 992 719 1117">② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="389 1229 496 1258"><新設></p> <p data-bbox="389 1420 496 1449"><新設></p> <p data-bbox="165 1615 456 1644">第23条 <条文省略></p> <p data-bbox="389 1756 496 1785"><新設></p> <p data-bbox="165 1995 456 2024">第24条 <条文省略></p>	<p data-bbox="750 226 1303 450">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="750 510 1062 539">第20条 <現行どおり></p> <p data-bbox="796 607 1230 636">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="750 656 1075 685">第21条 <現行どおり></p> <p data-bbox="796 752 1082 781">(取締役会の招集<u>通知</u>)</p> <p data-bbox="750 801 1303 972">第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役に対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="750 992 1303 1117">② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="796 1184 1158 1214"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="750 1234 1303 1404">第23条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="750 1424 1303 1550">② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="750 1615 1062 1644">第24条 <現行どおり></p> <p data-bbox="796 1711 1074 1740"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p data-bbox="750 1760 1303 1930">第25条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p data-bbox="750 1995 1062 2024">第26条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">（取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（監査等委員会の決議方法）</u></p> <p>第27条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（取締役会の決議の省略）</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>（取締役への委任）</u></p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>（取締役の報酬等）</u></p> <p>第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">（取締役の責任免除）</p> <p>第26条 ＜条文省略＞</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（取締役の責任免除）</p> <p>第31条 ＜現行どおり＞</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（監査役の員数）</u></p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とす</p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

現行定款	変更案
<p><u>る。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任方法)</u></p>	
<p><u>第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第30条 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集手続き)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>第<u>6</u>章 会計監査人</p>	<p>第<u>5</u>章 会計監査人</p>
<p>第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 <条文省略></p>	<p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 <現行どおり></p>
<p>第<u>7</u>章 計算</p>	<p>第<u>6</u>章 計算</p>
<p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 <条文省略></p>	<p>第<u>34</u>条～第<u>36</u>条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>附則</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>1 当社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>2 第6期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項（監査役の責任免除の定めるところによる。）</u></p>